

# 無料相談

## ■市民総合相談課（市役所南庁舎1階）【予約不要】

### 《くらし110番相談窓口 41番窓口》

内容：日常生活の中での疑問、困りごとなど（専門相談員対応）  
 と き：平日8:30～17:15（面談・電話相談）☎ 0857-20-4894  
 平日17:15～22:00（電話相談）☎ 090-8715-9280  
 土日祝日8:30～22:00（電話相談）☎ 090-8715-9280

※本庁舎でも毎週月・金曜日（13:00～17:00）に面談相談を行います。

### 《消費生活センター 42番窓口》

内容：訪問販売・通信販売・インターネットトラブル、借金問題など、消費生活に関すること（専門相談員対応）  
 と き：平日8:30～17:15（面談・電話相談）☎ 0857-20-3863

下記の予約・問い合わせは 市民総合相談課（市役所本庁舎1階）☎ 0857-20-3158まで

## ■法律相談【電話予約制】※ご利用は年度内1回です。

内容：法律全般（弁護士対応）  
 と き：1/9（火）・16（火）・23（火）・30（火）  
 13:00～15:30（定員各5人・1人30分以内）

ところ：本庁舎  
 予 約：12/25（月）8:30～（先着順、定員になり次第終了）

## ■公正証書作成（遺言・養育費支払契約など）など相談【電話予約制】

内容：遺言や任意後見、不動産賃貸借、金銭貸借、離婚にともなう養育費・慰謝料の支払等契約などの公正証書作成および私署証書の認証などに関すること（公証人対応）

と き：1/24（水）13:00～15:30（定員5人）  
 ところ：本庁舎  
 予 約：1/22（月）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

## ■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内容：採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を含む生活設計などに関すること（社会保険労務士対応）

と き：1/10（水）13:00～15:30（定員5人）  
 ところ：本庁舎  
 予 約：1/4（木）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

## ■土地境界に関する相談【電話予約制】

内容：土地境界などに関すること（土地家屋調査士対応）  
 と き：1/18（木）13:00～15:45（定員3人）  
 ところ：本庁舎  
 予 約：1/11（木）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

※上記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

## 多重債務・ヤミ金融など相談会（無料）

弁護士などの専門家による無料相談会です。 ※要予約  
 と き：1月17日（水）13:30～16:00  
 ところ：県庁 会議室（東町一丁目）  
 ☎ 県消費生活センター（県庁第二庁舎2階東部消費生活相談室）☎ 0857-26-7605 ☎ 0857-26-8144

## 行政への困りごと相談（無料）

内容：国の仕事や手続き、サービスなど（行政相談委員対応）  
 と き：12/13（水）・19（火）・26（火）・1/9（火）13:30～15:00  
 ところ：12/13＝輝なんせ鳥取、12/19＝さざんか会館、12/26＝トスク本店インフォメーションルーム、1/9＝市役所南庁舎  
 ※翌月9日までの情報を掲載しています。  
 ☎ 鳥取行政監視行政相談センター ☎ 0857-24-5542

## 特設人権相談

と き：12月14日（木）13:00～16:00  
 ところ：さざんか会館（富安二丁目）  
 内容：人権問題全般（人権擁護委員対応）について、人権侵害が認められる相談については調査救済（法務局対応）を行うことができます。  
 ☎ 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289  
 ※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談に応じています。専用ダイヤル ☎ 0570-003-110

## 人権・生活相談（無料）

と き：12月5日（火）・12日（火）・19日（火）  
 15:00～17:00（定員各2人ずつ）  
 ところ：人権交流プラザ（幸町151）  
 内容：人権に関すること、生活上の悩みなど（カウンセラー対応）  
 ☎ 中央人権福祉センター ☎ 0857-24-8241 ☎ 0857-24-8067  
 ※相談日以外でも、平日8:30～17:15は人権福祉員が対応しています。

## 行政書士無料相談

と き：12月9日（土）10:00～15:00 ※当日受付、先着順  
 ところ：県立図書館2階 小研修室  
 内容：相続・遺言、成年後見、帰化・在留許可などの手続きなど（行政書士対応）  
 と き：1月7日（日）10:30～14:30 ※当日受付、先着順  
 ところ：用瀬図書館 おはなしの部屋  
 内容：相続・遺言、成年後見、農地転用、許認可申請、契約など（行政書士対応）

☎ 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

## 司法書士無料相談会

と き：12月19日（火）16:00～18:00 ※要予約  
 ところ：県立図書館2階 小研修室  
 内容：相続、不動産登記、会社・法人登記、成年後見、多重債務など  
 ☎ 鳥取県司法書士会 ☎ 0857-24-7024

## 毎月22日は「にこにこデー」です あいさつであつたかふれあいまちづくり

子どもたちに、毎日たくさんの元気をもらいながら、青谷町のすくすく保育園で保育士をしています。元気の源は朝のあいさつから！大きな声で「おはようございます！」あいさつ演劇と紙芝居公演のご要望は下記問い合わせ先まで

☎ 中央保健センター ☎ 0857-20-3194



今月のにっこりさん  
 うちだせいほ  
 内田青葉さん

## 鳥取市ボランティア・市民活動センターの案内

### はじめてみませんか？ボランティア入門講座

と き：12月5日（火）19:00～20:15  
 12月15日（金）10:30～11:45  
 12月25日（月）14:00～15:15

内容：ボランティアの基礎的知識、募集情報紹介、NPOについてなど

### 市民活動のための助成金相談会

と き：12月11日（月）18:30～20:00  
 12月21日（木）10:00～11:30

内容：助成金の探し方、申請方法、助成金情報の紹介など  
 ※1団体（個人）の相談時間は45分まで・要予約

### NPOなんでも相談会

と き：12月7日（木）18:30～20:00

内容：団体の立上げ、組織運営、協働事業、その他NPOに関することなど  
 ※1団体（個人）の相談時間は45分まで・要予約

☎ さざんか会館1階（富安二丁目104-2）  
 市民活動拠点アクティブとっとり  
 ☎ 鳥取市ボランティア・市民活動センター  
 ☎ 0857-29-2228 ☎ http://www.tottoricity-syakyo.or.jp/tvc/

## 中電ふれあいホール 12月ギャラリーの案内

1日（金）～6日（水）◆ひょうたん展（第11回鳥取県愛瓢会作品展）  
 ◆第27回鳥取自然保護の会写真展  
 8日（金）～13日（水）◆全日本写真連盟鳥取支部作品展  
 ◆中電鳥取OB会「第30回趣味の作品展」  
 15日（金）～20日（水）◆「朝日写真サロン・中国」写真展  
 22日（金）～27日（水）◆「小鳥の家族」写真展2017

☎ 中電ふれあいホール（片原一丁目201）  
 ☎ 0857-22-0354 開館時間：9:30～17:30  
 休館日：毎週月曜日・12月29日（金）～平成30年1月3日（水）  
 ※入館無料

## 鳥取県の最低賃金

地域別最低賃金	時間額（発効年月日）
鳥取県最低賃金	<b>738円</b> （平成29年10月6日）

- 鳥取県最低賃金は、業種や規模および常用・臨時・アルバイト・パート・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。
  - 最低賃金額には次の賃金は含まれません。
    - ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
    - ②臨時に支払われる賃金
    - ③1カ月を越える期間ごとに支払われる賃金
    - ④時間外労働、休日労働および深夜労働の割増賃金
- ※詳しくは問い合わせ先まで。

☎ 鳥取労働局労働基準部賃金室 ☎ 0857-29-1705



## リファレンス いなば リサイクルファクトリー 12月スケジュール

内容	日時	定員	費用
健康布ぞうり	5日（火）10:00～15:00	10人	100円
クリスマス布リース	10日（日）10:00～15:00	5人	100円
木工（干支の置物 犬）	14日（木）10:00～12:00	4人	100円
余り布で作ろう（移動ポケット）	19日（火）10:00～12:00	5人	200円

参加申込 当月1日より受付（先着順）  
 ※持ち物など、詳しくは電話でお問い合わせください。  
 ※上記以外の体験講座や外部出張も行います。お気軽にご相談ください。

●年末年始休館日のお知らせ  
 12月29日（金）～平成30年1月3日（水）  
 ☎ リファレンス いなば（伏野2220）  
 ☎ 0857-59-6026 開館時間：10:00～16:00  
 （月曜日休館 ※ただし月曜日が祝日の場合は翌平日）

No.057

## ガード博士とメール助手の消費者トラブル講座

☎ 県南庁舎鳥取市消費生活センター  
 ☎ 0857-20-38863



メール助手

「お試し」のつもりが定期購入に…  
 インターネット広告を見て、お試し価格千円のサブスクリプションを購入した。効果を感じられないうので続けたいとは思わなかったが、翌月も商品が送られてきた。事業者に問い合わせると、「5回以上の定期購入が条件なので、今すぐ解約できない」と言われた。2回目以降は通常価格5千円と高額である。お試しだけでやめたい。

### 「アドバイス」

「お試し」のつもりが実際に定期購入が条件だったという相談が寄せられています。広告では、安価にお試しできることが強調され、定期購入が条件であることや、定期購入期間内は解約できないなどの情報が目立たないことがあります。そのため、事例のように、2回目に商品が届いて初めて定期購入であることや、通常価格となることに気づくケースがみられます。通信販売では、返品可否や条件などは、事業者が定めたルールに従うこととなります。商品注文する前に、購入条件や事業者の情報、規約等、画面の隅々まで確認しましょう。スマートフォンでは、画面が小さいため、特に注意が必要です。

ガード博士からのワンポイント！

お試しという言葉に惑わされず、契約内容や解約条件を確認し、慎重に判断をお願いします！



ガード博士